

5. 被災自治体及び受入自治体の具体的な業務～浪江町及び二本松市における対応～

広域避難を余儀なくされた浪江町、並びに避難者を受け入れた二本松市における福島第一原発事故に対する対応について、①地震発生から二本松市に避難するまでの対応（3月15日頃までの動き）、②二本松市での1次避難所の運営等に関する対応（3月15日頃から1カ月後までの動き）、③2次避難所の対応以降（1カ月後以降）、の3つのフェーズにわけて、ヒアリング調査結果を以下にまとめる。

なお、浪江町における東日本大震災での被害状況並びに平成25年8月14日時点における状況については、【参考】のとおりである。

5-1. 地震発生から二本松市に避難するまでの対応（3月15日頃までの動き）

（1）浪江町

① 地震発生初期の対応

地震発生後は、津波警報が発令されたことにより、住民の避難誘導を行うとともに、インフラ施設の被害調査を行った。避難誘導の担当は、間一髪で津波から逃れる状況であった。なお、浪江町職員については、職務中の死者はいなかったが、休暇中で亡くなった方が1名いた。津波が襲来した当初は、海岸近くの体育館や高台の避難所に住民を避難させて、被災者支援の対応を行っている。

② 津島支所への避難

3月12日5時44分の福島第一原発から半径10km圏内の避難指示をテレビ報道で確認した後、同日朝に行われた災害対策本部会議において、津島支所への避難を決定し、3月12日の13時から夕方までに、災害対策本部の移転を行っている。

住民に対する周知は、防災行政無線のみであった。電話等の通信が使えなかったことから、消防団員や民生委員、行政区長に対して、地域住民への避難誘導を依頼することもできなかった。また、福島第一原発の爆発の危険性が迫っていたので、町職員が避難誘導のために地域をまわることもできなかった。そのため、かなりの町民が、役場周辺地域に残っていたものと推測される。

なお、津島支所までの移動手段がない住民については、一先ず役場に来てもらい、バスで移動してもらった。通常であれば30分程度で着くところを、大渋滞のために3時間程度の時間を要した。



写真 2-1 津島地区への避難状況

② 津島支所からの避難の呼びかけ

津島支所についてからも、一部の町職員は、自衛隊とともに何度も役場周辺地域に戻り、残っている住民に対して避難の呼び掛けを行った。二本松市東和支所に移動する3月15日以降も、町職員8名は、20km圏内に取り残された住民の避難を支援している。

③ 二本松市東和支所への避難

二本松市東和支所（以下「東和支所」）への避難は、3月15日の10時に決定された。二本松市とは協定を結んでいたわけではなかったが、浪江町と隣接していたため、二本松市を避難先を選んだ。なお、二本松市への避難受入れについては、浪江町長及び浪江町議会議長が二本松市長に直接会いに行ってお願ひしたものである。

避難が切迫していたことから、住民への周知は、「二本松市に避難してください」といった内容のみであった。そのため、住民は二本松市役所に直接行ってしまい、大混乱となった。本来は、東和支所に行つて欲しかったため、町としては、周知内容をより正確にすべきであったとの認識を持っている。

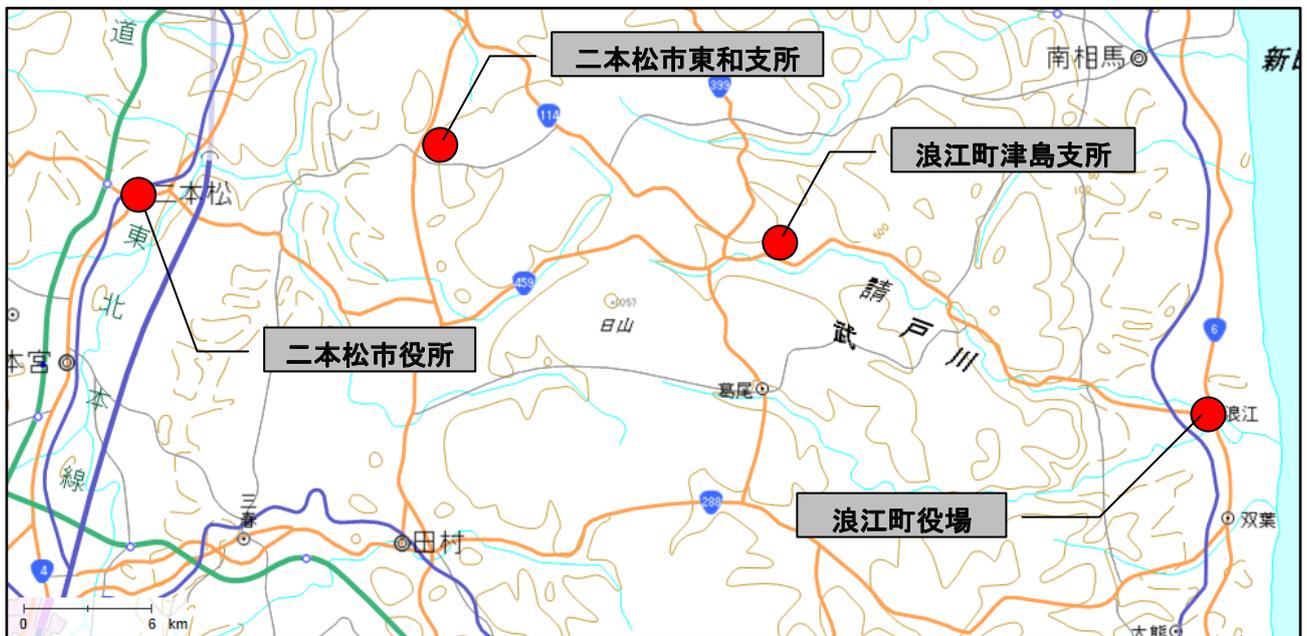


図 2-6 浪江町役場・津島支所・二本松市役所・東和支所の位置図

(2) 二本松市

① 地震発生初期の対応

3月11日、二本松市では震度6弱の揺れに襲われ、15時過ぎに災害対策本部が設置された。すぐに、各担当課が所管する施設について、現地に行つて被害確認を行うとともに、4階会議室で災害対策本部会議を行った。

庁内は停電となったために非常電源を使用する予定であったが、電源の入る場所が限られていたため、発電機を使用して、テレビ等から情報を得た。この際、地上デジタル対応のテレビは映らなかった。詳しい原因は不明だが、庁内全体で受信するアンテナ装置が停電したために、動かなかつたのではないかと推測されている。一方、アナログテレビについては、アンテナを窓の外に持っていったら映つたため、そのテレビを使って情報を入手していた。なお、電気が復旧するまでに3～4日を要したが、それまではアナログテレビで対応している。

② 地震発生による避難所開設

地震当初、線路を挟んで南側は停電となったが（市役所も南側に位置）、逆に北側は停電にならなかったことから、市全域で避難所を開設する必要は無かった。停電となった地区の住民センター（公民館）を避難所として開設した。避難所の開設は、各センター長が行ったが、その後、炊き出し等については地域住民が中心に行っている。

3月11日の夕方から夜にかけて、市内にある岳温泉から、停電で食事の準備が出来ないとの理由で、温泉の宿泊客の対応について連絡があった。この時点で、市内の被害が特に無いことがわかっていたことから、市役所の災害対応業務は、岳温泉の宿泊客への食事等の対応が中心となった。

まず、宿泊客については、安達太良体育館を避難所として用意し、200～300人程の宿泊客を避難させた。停電になっていない住民センターの調理場を使って、岳温泉客用の炊き出しを行うこととした。その後、特に大きな被害も無かったことから、宿泊客は、翌日3月12日には、自家用車や観光バス等で帰宅の途に就いた。



図 2-7 二本松市役所・岳温泉等の位置図

③ 3月12日から数日の状況

当初、二本松市の主な対応は、市内のライフライン等の復旧がメインで、そこまでの被害が出なかったことから、市民からの問い合わせもほとんどなかった。避難所に来た方も、停電のために来た方がほとんどであったため、復旧すると自宅に戻っていた。

しかし、3月12日の福島第一原発1号機の爆発以降、浜通り方面からの車がコンビニや公園の駐車場に止まり始めた。ただし、この頃は、線量の情報もなく、どちらに風が流れているかもわからなかったため、二本松まで放射能が来る危機感は薄かった。

5-2. 二本松市での1次避難所の運営等に関する対応（3月15日頃から1か月後までの動き）

(1) 浪江町

① 東和支所での体制

東和支所での組織体制は以下のとおりである。

表 2-3 東和支所での組織体制

班名	業務内容
災害救援班	遺体捜索や安置所の管理など（安置所は南相馬）
一次立入計画班	立入の許可をるところ
総務班	職員の管理
行政運営班	今後、町をどうすべきかなど、災害対策本部の企画立案
総合情報班	情報提供、問い合わせ対応（電話、窓口） →10人程度
町民窓口班	各種証明発行（被災証明・罹災証明など）
健康保険班	職員による訪問活動（避難所）
福祉こども班	幼稚園・保育所など避難先の入所支援
産業振興・賠償対策班	産業の振興、賠償問題への対応など（4月以降から業務開始）
避難生活支援班	1次避難所の対応 →当初は人数多数
生活支援物資班	各避難所への物資配給、支援物資の受け入れ
住宅支援班	2次避難所から仮設住宅・借り上げ住宅への移転計画策定 （4月上旬頃から業務開始）
出納班	
議会事務局	
教育委員会事務局	

（参考）東日本大震災前の組織体制：総務課、企画課、税務課、住民生活課（防災担当）、産業振興課、建設課、健康保険課、福祉こども課、上下水道課、教育総務課、生涯学習課、出納室、議会事務局

当初は、避難生活支援班に相当数の職員が対応したことにより、最初から表 2-3 の体制で業務を行うことはできなかった。また、必要な支援の内容が目まぐるしく変わることから、それによって、各班の職員数も必要に応じて代える必要があった。そのため、当初は1週間サイクルで人事異動を行っている。

朝礼は毎朝行っていたが、1週間に一度、朝礼に出席していた各班長に、異動の紙（職員の名前を記載した一覧表のようなもの）を手渡していた。人事異動の決定に際しては、事前に総務班と各班長が相談の上で決めていたもので、一覧表が渡される前に、事前に口頭（電話）で伝えるものであった。

しかし、被災者が2次避難所に移り始め、1次避難所が閉鎖するに従って、対応していた職員が東和支所に戻ってきた。それによって、徐々に、健康保険班や生活支援物資班などの班編成ができるようになり、新たな行政サービスが可能となった。

また、当初は職員への指揮命令系統に大変苦労した。町長・副町長は、マスコミや国・県への働きかけが主で、なかなか外に出られず、東和支所に缶詰状態であった。



写真 2-2 東和支所での対応状況

② 浪江町内の対応

東日本大震災前、防災業務は住民生活課が担当していた。そこで、住民生活課の一部職員等（8名程度）が津島支所に残り、住民の救助及び避難誘導の業務を行っていた（前述のとおり、3月15日以降も、浪江町内から二本松市内への避難誘導を行っている）。

避難誘導については、まずヘリを使って、避難者を搜索。これにより、住民を発見した後、津島支所に連絡が入り、津島支所から自衛隊と浪江町職員と一緒に現地に行き、避難の呼びかけを行っている。これは、自衛隊の呼びかけには納得してくれないため、説得には職員に当たってほしいとの要望が自衛隊からあったためである。説得した後、避難者をトラックに載せて、東和支所を經由して川俣町のスクリーニング場に行き、避難所に連れていくという行程であった。この行程は半日くらいかかったが、トラックの容量の関係で、1回に連れてくることのできる避難者は3世帯程度に限られており、何往復も繰り返し行われた。

なお、避難誘導に関する業務が継続されていた理由として、東和支所に移ったことを知らず、津島支所に災害対策本部を移したことでまだ知らない住民がいると思われたこと、また津島地区にも住民が残っていたことがあげられる。ただし、当時、津島地区では、町として線量を測っていなかったことから、線量が高かったことがわからずに作業をしていたため、線量の管理をすべきであったことが指摘されている。なお、津島支所では、3月末まで職員が寝泊まりしていたが、4月から7月末までは二本松市内から通っていた。

その他の住民生活課職員は、東和支所において、行方不明者の搜索、遺体安置所の管理、自衛隊との連絡調整が主たる業務となっていた。また、当初は「災害救援班」は津島支所にあつたが、徐々に規模を縮小して、東和支所にシフトしていった。

③ 避難所の開設

避難所の開設については、二本松市職員に避難所の割り振りをしてもらい、避難所の開設をもらった。その後も二本松市職員に常駐してもらい、浪江町の職員と一緒に運営を行った。避難所数は、二本松市内に17カ所、川俣町と福島市を含めると計20カ所あった。各避難所には、3～5名程度の町職員（計60名程度）で対応した。

また、救援物資については、直接二本松市役所に集まって混乱した。これらの救援物資の割り振りも、二本松市職員が対応している。浪江町からは、二本松市役所に管理職クラスの職員を1名派遣し、状況の確認に努めた。

④ 避難所の運営

1次避難所の運営では、二本松市職員に多大な協力を受けた。各避難所では、班長が中心となって、二本松市職員も交えて、各避難所の運営を行っていた（1次避難所の避難者数のピークは約3,000名）。また、福島県や全国からの応援自治体職員等も駆けつけてもらった。避難所には透析患者が多数いたため、送迎バスを出して病院に連れて行くなどもした。

また、安否確認については、当初、避難情報整理担当職員（2名）が対応していた。1次避難所及び2次避難所を住民台帳に更新した。避難者情報は、最初に避難生活支援班が把握し、避難生活支援班から安否確認担当に避難者情報を渡して、住民台帳に更新する手順で行った。しかし、当初は、正確な避難者情報を整理することは困難を要した。

表 2-4 二本松市に開設された浪江町指定の避難所一覧

No	避難所名	住所
1	東和第一体育館	二本松市針道字蔵下 23-1
2	東和生きがいセンター	二本松市針道字蔵下 23-1
3	東和文化センター	二本松市針道字上台 132
4	旧針道小学校・体育館	二本松市針道堤崎 25
5	木幡住民センター、体育館	二本松市木幡字呷内 65
6	太田住民センター、旧下太田小学校、旧下太田小学校体育館、太田幼稚園遊戯室	二本松市太田字堺田 47-1
7	戸沢住民センター、体育館	二本松市戸沢字下田 100
8	新殿体育館	二本松市西新殿松林 46
9	岩代第二体育館	二本松市小浜藤町 368
10	あだたら体育館	二本松市岳温泉 1-197-1
11	石井体育館	二本松市平石町 365-1
12	大平体育館	二本松市太子堂
13	岳下体育館	二本松市三保内
14	岳下婦人の家	二本松市三保内 72-1
15	杉田体育館	二本松市西町 223-1
16	二本松住民センター体育館	二本松市亀谷 1-5-1
17	ウッディハウスとうわ	二本松市木幡字東和代 34-1

⑤ 苦情・問合せ対応

3月15日以降、津島支所には8名が残り、残りは東和支所にて災害対策本部の運営を行った。当時、職員数が100名程度であったので、90名程度が東和支所での対応を行ったこととなる。東和支所では、避難所から直接来る被災者の苦情・問い合わせの対応に苦慮した。内容としては、「寒い」、「飲み物がない」などといったもので、10人程度の職員で対応していた。直接、被災者が東和支所に来た理由としては、各避難所から東和支所に電話等で連絡しようとしても連絡がつかなかったことが考えられる（東

和支所での窓口業務の対応で精一杯で、電話に出るほどの余裕が無かった)。この苦情対応については、当初、午前6時～午後11時まで窓口で対応するとともに、電話では24時間対応をしていたため、職員は2交代制で対応していた。この業務は男女共生センター（福島県施設）に移転した5月23日頃まで続いた。

（2）二本松市

① 避難所の開設

前述にも示した通り、福島第一原発1号機の爆発以降、自主避難により、浪江町以外の南相馬市や富岡町など浜通りの住民が入ってきていた。当初はコンビニや公園に集まり混乱状態となっていたが、二本松市内で対応せざるを得ないと判断し、市外避難者を二本松市の避難所に受け入れ、避難所運営に従事することとなった。

浪江町に避難所を割り当てたのは3月15日からになる。3月15日に二本松市長と浪江町長との間で話し合わせ、昼過ぎに浪江町民が二本松市役所に集まり始めた。この時は、駐車場も入りきれないほどの大渋滞で混乱状態となった。その後、二本松市が割り当てた避難所に基づき、浪江町職員が市役所1階の市民ホールにて、地域ごとに被災者を各避難所に割り振りし、移動してもらうこととなった。

二本松市内で開設した避難所は全部で19箇所、うち浪江町民に対して割り当てた避難所は17箇所、他自治体を対象とした避難所が2箇所（JICA訓練所、城山第2体育館）であった。

なお、他自治体を対象とした2箇所の避難所は、前述の自主避難による南相馬市や富岡町等の避難者の他、国や県が自衛隊のヘリやバス等で直接避難を行った福島第一原発近隣自治体の住民などが入所していた。これら2箇所の避難所は、早い時期から避難者を受け入れていたため、浪江町民に割り当てた避難所からは除外された。

その他、福島第一原発付近にある双葉町特別養護老人ホームから、自衛隊のヘリで、市内にある男女共生センターにてスクリーニングを行い、入所者を収容していた。

② 避難所の運営

二本松市職員が各避難所に従事したピーク時の人数は、3月15日～16日で40人程度であった。浪江町民対象の避難所（17箇所）では、二本松市職員2名と浪江町職員が運営に従事し、段階的に二本松市職員を減らしていった。浪江町民対象の避難所運営については、（1）に記載のとおりである。

また、浪江町民以外を対象にした避難所（2箇所）では、二本松市職員のほか、福島県職員とともに運営に従事し、当初2～3日程度は、二本松市職員主導で運営を行い、その後、避難者の中からリーダーが出てきて、運営を行うようになった。また、1週間程経過すると福島県職員が応援に来るようになった。それ以降、二本松市職員も随時減らしていった。特に、JICA訓練所では、1日1回リーダー会議を実施し、不都合なことや要望等を聞いていた。会議には、避難者のリーダー、県・市職員も含めた会議であった。

浪江町民以外を対象にした避難所については、二本松市で避難者名簿を作成し、どこから来た避難者かを把握していた。浪江町民対象の市内17箇所の避難所については、浪江町職員により避難者名簿が作成され、それを二本松市に提供してもらった。

なお、二本松市内における19箇所の避難所のピークは4月2日で、浪江町民が2,712人、他自治体が542人といった状態であった。

③ 物資の仕分け・配送

3月15日以降、二本松市役所1階の市民ホールにおいて、物資の仕分けを行っていたが、3月中は大混乱をきたした。全国各地から物資を運搬する方は、まず市役所に来て、事前連絡もなくドンドン市民ホールに置いていった。これに対して、仕分けや避難所等への配送を二本松市職員が対応した。そのため、「物資調達係・物資配給係」を設け、配送は1日に2回行った。また、送られてくるものと避難者が要望するものとズレがあり、マッチングがうまくいかなかった（布団ばかり、洋服ばかりといったことがあった）。



写真 2-3 物資仕分け状況（二本松市役所1階 市民ホール）

④ 透析患者等への対応

二本松市役所の近隣に県の合同庁舎があり、人工透析患者の避難所になっていた。近隣の病院については、人工透析のキャパシティが元々なかったが、さらに浪江町の被災者が来たために、混乱が生じた。

⑤ 二本松市民に対する対応

3月14日の福島第一原発3号機の爆発に伴い、3月17日には福島県職員による線量の測定が開始された。この時に初めて二本松市内の線量が高いことが確認された。3月18日には、二本松市が3つの線量計を調達し、独自に測定を開始することとなる。

ちなみに、3月17日の二本松市役所では13マイクロシーベルトといった状況で、1週間程度経過すると、5～7マイクロシーベルトまで落ちた。市内で高い線量を示したのは、阿武隈川・国道4号・東北本線に沿った地域で、西側の安達太良山方面は線量が低かった。これらの線量は、市のHPと災害対策情報誌（後述）により公表され、HPでは3月18日から公表している。

二本松市まで線量が来ていることが報道されて以降、市民からの問い合わせが格段に多くなり、職員はその対応で多忙を極めることとなった。また、二本松市から避難する住民も増えていったという。

⑥ 災害対策情報誌

市民への情報提供として、月1回の広報紙を発行していたが、それだけでは足りないこと、またHPでの情報提供も行っていたが、お年寄りは見ないであろうとの理由で、3月21日に災害対策情報誌の第1号を発刊し、以降、月2回の頻度で発行した。内容は、災害の状況、放射線量、農作物の測定結果

などで、A4両面刷りとした。配布は、区長・町内会長を通じて全戸に行う他、各公共施設のカウンターに置いたり、市外への避難者には郵送で配布した。(住民票を移していない住民は、市外にいても二本松市民として扱い、住所を把握している場合のみ、郵送にて配布した。)

二本松市災害対策本部情報 (第5号・H23.4.18発行)

畑作についての考え方

畑作については、現在、出荷や摂取の制限を受けているもの以外は作付けを進めていたと考えています。

畑の土壌基準や土壌から農産物へ放射線が移行する係数は国から示されていないため、産出作物をサンプリングにより調査し、国が定めた食品衛生法上の暫定基準値以下ならば、安全な食品として市場に出荷できることとなります。

県は、農産物の安全性を確保するためサンプリング調査を継続する他、出荷制限を受けている野菜の解除を進めるため、県内を県北・県中・県南などの地域に区分し、指標となる代表作物のサンプリング調査を定期的に行うとしたところです。

畑への作付けや畑の農産物の摂取については、最終的には自己で判断することになり、原発事故が収束しない現状では大いに不安であるところですが、農業者や販売を目的としない生産者の方、家庭菜園を営む方、さらには消費者の方においても、出荷制限等の意味をよくご理解いただき、畑作を行い、安全な農産物を食べていただきたいと思います。

稲の作付けが出来ることになりました

福島県が行った土壌分析の再調査の結果、**国の定めた水田の土壌基準の5,000ベクレル(Bq/kg)以下でありましたので、作付けが出来ることになりました。**

なお、稲の収穫後に米の分析を行い、食品衛生法上の暫定基準値500ベクレル(Bq/kg)を超える場合は、出荷制限を受けることになります。

○摂取や出荷の自粛を要請している本県産の食品について(平成23年4月13日現在)

区分	品目	左記の代表例	国の要請内容
野菜	非結球性葉菜類	ホウレンソウ、コマツナ、カキナ、あぶらな、ちぢれ菜、紅葉苔、くきたちな、カブレ菜、信夫冬菜、山東菜、べかな、非結球はくさい、チンゲンサイ、パクチョイ、タアサイ、たかな、かつおな、からしな、みずな、たいさい、サラダ菜、サニーレタス、しゅんぎく、フダンソウ、なばな、さいしん、オータムボエム、かいらん、つぼみな、みずかけな、ケール、しろな、仙台雪菜、千宝菜、のざわな、べんり菜、山形みどりな、わさびな、サンチュ、プチヴェール、ウルイ、畑ワサビ、花ワサビ、クレソン、ルッコラ、ナズナ、アイスプラント、葉ダイコン、ふきのとう、オカヒジキ、さんしょう(葉)、ツルムラサキ、モロヘイヤ 等	摂取および出荷の自粛
	結球性葉菜類	キャベツ、はくさい、結球レタス、芽キャベツ 等	
	アブラナ科花蕾類	ブロッコリー、カリフラワー、茎ブロッコリー 等	
	カブ	こかぶ、赤かぶ、聖護院かぶ 等	
畜産	セリ	相馬市において産出されたセリ	出荷の自粛
畜産	原乳	会津地方で産出されたものを除く	

◎問い合わせ…農政課総合農政係 ☎0243-55-5116

本表の他、きのこ類、水産物なども対象ですが、安達地方の農産物は該当になっていませんので紙面の関係で省略いたします。

飲料水(水道水)の放射性物質モニタリング検査結果

単位:Bq(ベクレル)/kg

水道事業名	二本松上水道事業		岳簡易水道事業		安達簡易水道事業		岩代簡易水道事業		摺上川ダム(安達・東和)	
採水場所	農村婦人の家		岳温泉観光協会		吉倉高齢者能力活用センター		岩代図書館		すりかみ浄水場	
採水月日	放射性ヨウ素	放射性セシウム	放射性ヨウ素	放射性セシウム	放射性ヨウ素	放射性セシウム	放射性ヨウ素	放射性セシウム	放射性ヨウ素	放射性セシウム
3月29日	不検出	不検出	不検出	不検出	31	不検出	不検出	不検出	7.4	不検出
4月1日	不検出	不検出	不検出	不検出	26	不検出	不検出	不検出	4.9	不検出
4月4日	不検出	不検出	不検出	不検出	33.9	不検出	—	—	7.2	不検出
4月5日	—	—	—	—	—	—	不検出	不検出	—	—
4月6日	不検出	不検出	不検出	不検出	30.6	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
4月8日	不検出	不検出	不検出	不検出	24.6	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
4月10日	不検出	不検出	不検出	不検出	19.2	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
4月12日	不検出	不検出	不検出	不検出	9.4	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出

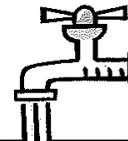
※1 東和簡易水道事業は、3月26日よりすべて「摺上川ダムの浄水」による配水に切替えております。

※2 岳簡易水道事業は、4月8日までは岳温泉郵便局で採水。4月10日からは岳温泉観光協会で採水。

原子力安全委員会が定めた「飲食物摂取制限に関する指標(飲料水の場合)」

・放射性ヨウ素:300Bq/kg(※乳児100Bq/kg) ・放射性セシウム:200Bq/kg

◎問い合わせ…水道課水道業務係 ☎0243-55-5137



避難者情報等の提供について(お願い)

◆市外からの避難者を受け入れているご家庭へ

市内において、避難者の受け入れを行っている方は、避難者の情報を、下記までご報告ください。

また、受け入れを行っている中で何かお困りの方も、その旨ご相談ください。

◆市外に避難した方の情報をお持ちの方へ

二本松市から市外に避難されている方の情報をお持ちの方は、下記までご報告ください。

◎問い合わせ…生活環境課市民生活係 ☎0243-55-5102

または各支所地域振興課・各住民センター

地震に伴う土砂災害に注意してください

東北地方太平洋沖地震以降余震が続いており、土砂崩れなどの土砂災害が発生しやすくなっていますので、山間部や急傾斜地では注意が必要です。

裏山などで異変を見たり感じたりしたら、安全な場所に避難するとともに、下記までご連絡ください。

◎問い合わせ…生活環境課市民生活係 ☎0243-55-5102

または各支所地域振興課

図2-8 二本松市災害対策本部情報誌(第5号、H23.4.18発行)

5-3. 2次避難所の対応以降（1カ月後以降）

（1）浪江町

① 2次避難所の運営

地震から1カ月程度が経過した頃から、避難者を2次避難所へ移送することとなった。2次避難所としては、主に岳温泉等のホテルや旅館が中心となった。基本的には町が手配したバスで移送したが、自家用車での避難が可能な方は、各自で移動していただいた。

2次避難所には、特に町職員を配置せず、2次避難所施設連絡所を3箇所（岳温泉、猪苗代温泉、土温泉）に設置し、そこに職員を配置した。なお、2次避難所施設連絡所の設置は、4月26日のことである。2次避難所での対応は、各ホテル及び旅館に任せていたことから、各ホテルや旅館のオーナーからの要望等について、2次避難所施設連絡所を介して調整を行った。なお、2次避難所の運営から、二本松市職員の手を借りなくても済むようになってきた。

2次避難所の収容状況等については、直接、旅館等から情報をもらい、避難情報整理担当職員が住民台帳に更新した。当初、避難情報整理担当職員は2名であったため、この頃から東北電力職員や派遣職員にも協力してもらうようになった。しかし、この段階においても、なかなか正確に整理することが叶わなかった。この後、応急仮設住宅や借り上げ住宅等正確な情報が申請されるようになってから、住民台帳の正確な訂正ができるようになった。

② 仮庁舎の移転

ア. 男女共生センターへの移転

5月23日から、町役場の庁舎を東和支所から男女共生センターへ移転することとした。この理由としては、東和支所ではパソコンの設営や書類の管理等を行うスペースが不足していたこと、また2次避難で岳温泉に避難した避難者が多く、東和支所だと避難者と遠くなるため、岳温泉に近い二本松市街地に移転したかったこと、等であった。

当時、男女共生センター1階では、スクリーニングや除染を行っていたが、5月に入るとその作業が終了してスペースが空いたため、町から関係者に説明し、使用が可能となった。なお、駐車場が狭かったために、二本松市及び観光協会に依頼して、近隣の霞ヶ城公園の駐車場を使用している。



写真 2-4 男女共生センターでの対応状況

イ. 新庁舎（浪江町役場二本松事務所）への移転

一定期間がたつと、本来、男女共生センターで行われる関連の研修等が再開されるようになったことから、新庁舎設立の検討に入った。二本松市にも候補となる用地を紹介してもらいながら、平面で一定面積を確保できる民地及び工業団体等から探し、現在の場所に庁舎を建設、平成24年10月1日から新庁舎に移転した。なお、平成24年4月1日から、それまでの班体制を課体制に戻している。



図 2-9 二本松市役所・浪江町役場二本松事務所等の位置図



写真 2-5 浪江町役場二本松事務所（平成25年7月9日撮影）

③ 浪江町内の対応

4月14日から、南相馬市内に遺体安置所を開設し、本格的な遺体捜索を開始した。また、津波で流された遺品等の回収も行っている。なお、4月14日まで、町役場周辺地域は危険な地域と判断されていたために、捜索活動は行われていなかった。

その後、4月22日より、重機を投入して、大々的な捜索活動が始まった。しかし、重機の投入についても、汚染の問題で、当初は断られていたことから、自衛隊の重機を投入して始められた。



写真 2-6 重機を使った遺体捜索（請戸地区）

④ その他

ア. 浪江町民への情報提供

広報紙については月2回発行し、二本松市外に居住していても、住民票登録がされている全住民に対して郵送している。これについては、町の予算で賄っているが、莫大な費用となっており、広域避難の弊害の1つとなっている。また、要請があった住民に、「フォトビジョン」と呼ばれるタブレット型の機器を配布し、それをういて情報を流している他、HPやメールマガジンなども実施している。

その他、立入申請業務が始まってから、帰還困難区域の住民に対して、コールセンターによる対応も行っている（国の経費により委託して設置）。

イ. 小中学校の対応

浪江町の小中学校は平成23年8月25日から再開した。再開したのは小学校1校、中学校1校で、浪江小学校は旧下川崎小学校、浪江中学校は旧針道小学校を使用した。

その前までは、二本松市の小中学校に通っていた。しかし、応急仮設住宅の入居（5月7日以降）と入学式・始業式の時期がずれたことに加えて、教育委員会では様々な対応に苦慮することとなる。

本来は、応急仮設住宅の住む場所が決定され、そこの近所の学校に通学できれば良かったが、既に入学者・始業式が終わっており、当該年度の学級数や教員の配置等が決まっていたことから、その後に応急仮設住宅に入居した児童・生徒を、そのまま近隣の小中学校に入れるというわけにはいかなかった。

そこで、どの子どもがどこの学校に通学できるかが決まった後、遠方の小中学校に通学できるようにするため、浪江町では通学用のバスを用意している。



写真 2-7 フォトビジョン

ウ．罹災証明書の発行

3月22日より、罹災証明書の発行を全町民に対して行っている。しかし、これは自宅が被災した証明ではなく、避難していることによるものであった。そこで、平成25年4月1日より、本来の罹災証明書の発行業務を行っている。これは、町民税務課が行っている。浪江町内での調査については、建築士を派遣し、町職員が現地案内を行っている。(現在の組織体制については、【参考】6を参照)

エ．必要備品など

避難当時、住民台帳のデータは持参して避難している。しかし、パソコン等は当初なかったため、パソコン業者から無償にて提供してもらった。その後、7月上旬頃、落ち着いた段階で役場に戻り、必要な物品を持参した。

二本松市から新庁舎に移転するまでに借りたものとして、選挙関連の資材、土砂崩れ等で使用するスコップなどがある。なお、現在の新庁舎も備品類を置くスペースがないため、選挙関連の資材は、浪江町の旧庁舎に置いている。

(2) 二本松市

① 避難者情報の把握

県外避難をする市民が多くみられたことから、二本松市では、福島県の避難者情報システムから県外避難者を把握していた。避難者情報システムは、平成23年4月から総務省の通達により運用されたものである。当時、総務省からの呼びかけにより、ポスターの掲示やチラシ配布等、様々な方法で全国の自治体に周知された。

仕組みは、避難者側が、県外に避難した際に、避難先の自治体に自己申告し、申告された自治体から福島県に連絡が来ることとなっている。その後、福島県で台帳を管理し、県内自治体に月2回程度情報が来ることとなっている。避難先から福島県内自治体に戻る際も、避難先自治体に対して地元に戻る旨を申告し、申告された自治体から福島県に連絡が来て、福島県から該当自治体に連絡が来ることとなっている。

二本松市では、本システム上でのピーク避難者が、平成24年5月31日現在で669人となっており、

一番遠くに避難した人は、石垣島とのことである。

② 二本松市内の対応

地震から1カ月後以降になると、避難者が2次避難所に移されたが、2次避難所以降は、二本松市職員が対応することは無くなっていった。

それに代わり、放射能汚染に関する業務が増えた関係で、原子力対応をメインとした「災害対策プロジェクトチーム」が発足され、市民への情報提供、放射線量測定、避難体制に関する業務等の実施に伴い、7人の職員で対応した。

③ その他

ア. 浪江町民への情報提供

二本松市の広報紙については、二本松市に住んでいる以上は必要があるとの判断により、浪江町民にも配布している。配布先は、応急仮設住宅の集会所などである。

イ. 小中学校等での支援

小中学校を再開するにあたって、浪江町から5月9日に旧校舎の使用に関する要望があり、使用について受諾した。(1) ③イのとおり、小中学校は8月25日から開校された。机や椅子などは既に校舎にあったものを使用している。そのため、二本松市としてのサポートは、校舎の貸出まで。その他、二本松市内の小中学校への編入について、浪江町や福島県の教育委員会との調整が難航した((1) ③イのとおり)。

【参考】浪江町の被害状況及び平成25年8月14日現在の状況

1. 被害状況

◆死者：182名、特例死亡扱い：33名（行方不明）、震災関連死：291名

◆全壊：644戸、流失分：586戸（確定）

※平成25年4月1日の区域再編（避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域）により、町内に入ることができるようになったため、平成25年7月から地震による被害認定調査を開始している。

2. 避難者状況

◆東日本大震災前の人口：21,434人、平成25年7月末の人口：19,510人

◆福島市、二本松市、いわき市、郡山市、南相馬市等に避難している状況。県外は東京などが多い。

◆応急仮設住宅の入居状況：30か所、2,279戸、約4,400人

3. 立入状況

◆平成25年4月1日の区域再編より、一次立ち入りが可能となった。

◆避難指示解除準備区域と居住制限区域では、防犯を目的に、町で独自に通行証を発行している。地元で仕事をする人にとってはマイナスだが、防犯面ではプラス。

4. 健康管理

◆健康管理：一次的に線量の高い津島地区に避難させたことを顧みて、健康管理に力を注いでいる。内部被ばく・外部被ばく検査を行っている。

◆平成24年7月、健康手帳を配布。平成25年4月1日、住民に線量計を配布。

◆平成25年7月1日、弘前大学の協力のもと、二本松事務所に復興支援室を開設、健康管理、放射線情報管理を行っている。

5. 小・中学校

◆東日本大震災以前は、小学校6校、中学校3校。原発避難者特例法により、ほとんどが避難先自治体の学校に入学。

→原発避難者特例法により、住民票は浪江町民でも、他自治体の小中学校に入ることが可能。転入学や介護サービスなど12種類の行政事務サービスを受けることができる。

◆浪江町でも浪江小学校と浪江中学校を開校。平成25年8月現在で、浪江小学校が19名、浪江中学校が43名。

→浪江町の学校に通う理由として、親が浪江小学校・中学校で卒業させたいという気持ちがあること、避難先の小・中学校に馴染めなかったことがあげられる。

◆二本松市内等の応急仮設住宅をマイクロバスで巡回しながら送迎するため、教育費の経費負担は大きい。

※原発避難者特例法とは：東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、避難住民に係る事務を避難先の地方公共団体において処理することとすることができる特例を設けるとともに、住所移転者に係る措置を定めた法律。この法律により住民票を異動

していない場合でも、対象となる方は、原発避難者特例法に定められた行政サービス（特例事務）を受けることができる。特例事務の内容は以下のとおり。

医療福祉関係	要介護認定等
	介護予防のための地域支援事業
	養護老人ホーム等への入所措置
	保育所入所
	予防接種
	児童扶養手当
	特別児童扶養手当等
	乳幼児、妊産婦等への健康診断、保健指導
	障がい者・障がい児への介護給付費等
教育関係	児童生徒の就学等
	義務教育段階の就学援助

6. 役場事務所・出張所・職員体制

- ◆二本松市内に本庁舎である二本松事務所がある（支所の条例を置き、条例上は二本松市事務所を本庁舎扱いとしている）。
- ◆組織体制（平成25年10月1日現在）
総務課、復興推進課、町民税務課、産業・賠償対策課、健康保険課、生活支援課（仮設住宅の支援、避難先の防災・防犯を実施）、出納室、議会事務局、教育委員会事務局、帰庁準備室、復旧事業課、ふるさと再生課
- ◆復興再生事務所：平成25年4月から南相馬市に開設。平成25年10月から旧浪江町役場内にて業務開始。以下の3課室から構成される。
 - ・帰庁準備室（町内立入者の支援、防犯・防災等、平成25年4月1日～）
 - ・復旧事業課（町内のインフラ復旧、平成25年6月1日～）
 - ・ふるさと再生課（町内の除染、放射線廃棄物の処理、津波被災地の復興、平成25年10月1日～）
- ◆出張所：福島市、本宮市、郡山市、いわき市、南相馬市に開設
→証明書発行等の住民サービスを実施、出張所職員は臨時職員も多数雇用
- ◆旧浪江町役場では、平成25年5月9日より応急仮設診療所を開設。医師は1週間に2日勤務、看護師はその他2日勤務、計4日は応急処置が可能としている。
- ◆双葉広域消防本部は、旧浪江町役場裏にあり。職員は3名が日中常駐し、夜は不在となっている。
- ◆平成25年8月現在で、職員160名、その他、任期付き職員（弁護士）、国・県の職員、他自治体の派遣職員、臨時職員、緊急雇用対策など全体で270名

7. 行政サービス

- ◆避難者への情報提供：広報を月2回発行し、郵送。申請があった住民に、「フォトビジョン」を配布し、情報を流す。その他、HP・メールマガジンなど。
- ◆二本松事務所にも診療所を開設。仮設住宅には高齢者サポート施設を設置。その他、図書館、バスの運行、自治会の組織化、交流館の整備など避難者に沿った行政サービスを行っている。

8. 除染

- ◆町内2か所で除染モデル事業を実施。下津島の高線量地区では効果が得られるが、低線量地区では効果が低い。
→平成24年11月、高線量地区については国で除染を行うことが決定。
- ◆平成26年3月までに除染を終える予定だったが、仮置き場が決まらないことにより作業が遅れている。
- ◆帰還困難区域にもモデル除染を行う予定で、仮置き場の同意を得ている（行政区長会に依頼、住民説明会を行っている）。本格除染は、平成25年8月現在で、49行政区のうち、1行政区しか同意を得られていない。

9. 町外コミュニティ

- ◆町外コミュニティとは、避難先に溶け込んだ形で公営住宅等を建設。避難先の施設を利用しながら、足りないものを補完する形にしている。避難先と軋轢が生じないように考えられたもの。
- ◆復興計画は、平成24年10月に第1次を作成。町民100名以上が委員として参加。この中で町外コミュニティの議論が出た。
- ◆委員からは、いわき市、南相馬市、二本松市の3箇所への整備について要望があった。福島県と各自治体に、候補地の選定を申請。
- ◆意向調査では、町外コミュニティに居住する(19.5%)、居住しない(36%)、判断できない(47%)。
→就業、学業、高齢者の健康管理・介護状態等によって住みたい場所が違う。浪江町への定住はまだ判断できない人が多く、住民票は浪江町のままの人が多い。
<メリット> 税の減免、支援を受けやすい、情報(通知)が届きやすい など
<デメリット> 避難先の行政サービスを受けられない(図書館、高齢者用バス等)

10. 現在の防災体制

- ◆浪江町の全区域：帰町準備室が防災業務を担当
- ◆二本松市内：総務課が防災業務を担当。
→平成25年夏の豪雨時も、応急仮設住宅で水に浸かったところもあった。二本松市から避難者を応急仮設住宅に入れてもよいかという打診があり、OKを出したこともあった（実際に避難者が入居したかは不明）。

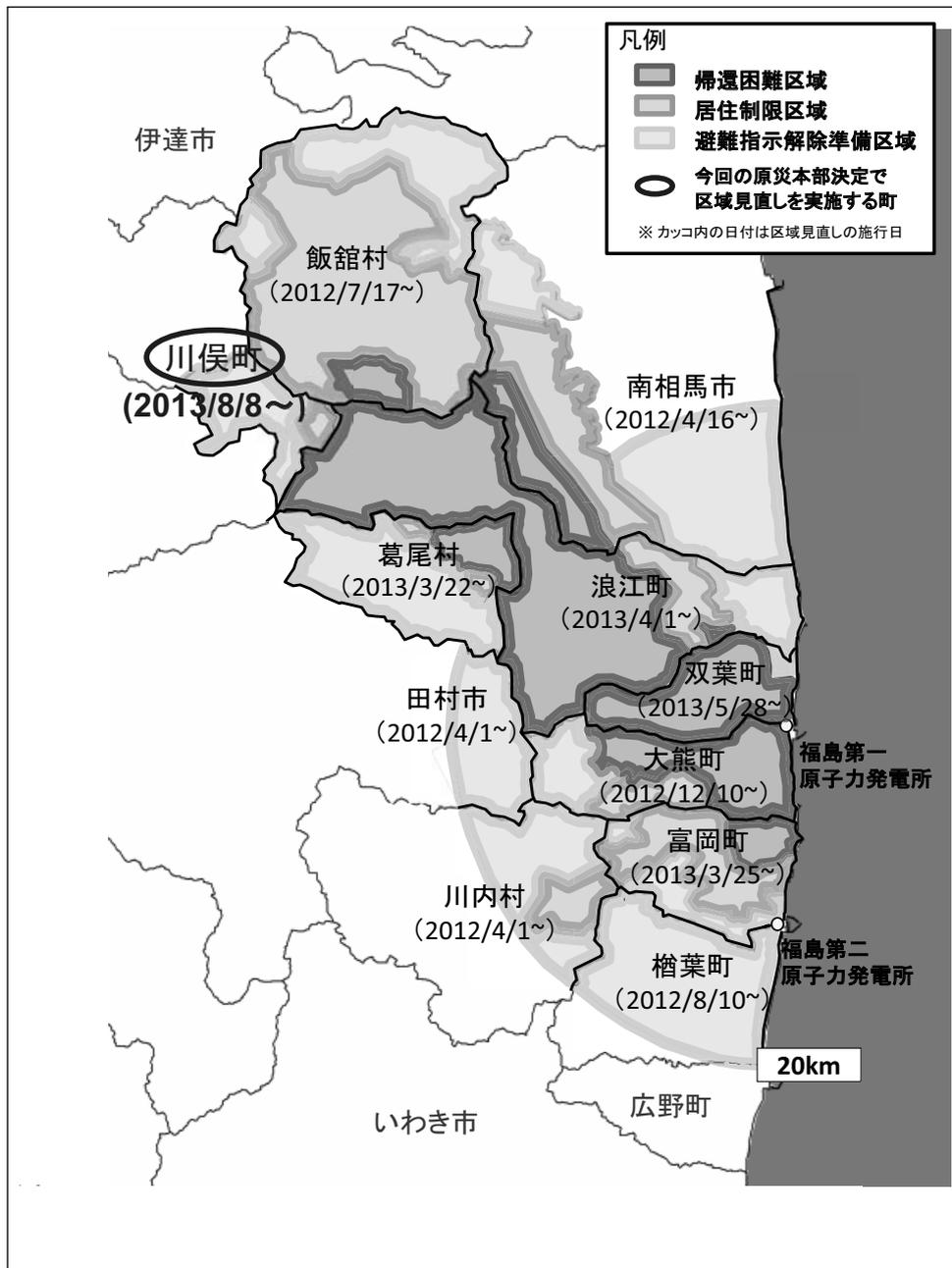


図 2-10 避難指示区域の概念図（経済産業省，2013）

- (注 1) 帰還困難区域：年間積算線量が50ミリシーベルトを超え、5年間を経過しても年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある地域。5年以上の長期にわたって居住が制限される。
- (注 2) 居準制限区域：放射線の年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、引き続き避難の継続を求める地域。除染を計画的に実施して、基盤施設を復旧し、地域社会の再建を目指す。
- (注 3) 避難指示解除準備区域：年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であると確認された地域。当面の間、引き続き避難指示が継続されるが、復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民が帰還できるよう環境整備を目指す。